

四日市市告示第547号

内部地区都市計画マスタープラン(地域・地区別構想)を策定するにあたり、四日市市都市計画まちづくり条例第21条第3項の規定による当該決定案の縦覧を行うため、次のとおり告示し、決定案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該決定案について、縦覧期間満了の日までに四日市市に意見書を提出することができる。

平成29年12月26日

四日市市長 森 智広

1 縦覧する図書

内部地区都市計画マスタープラン(地域・地区別構想)決定案

2 縦覧場所・意見書の提出先

四日市市諏訪町1番5号

四日市市都市整備部都市計画課

四日市市采女町857番地1

四日市市市民文化部内部地区市民センター

3 縦覧期間

平成30年1月5日から平成30年1月19日まで

(土・日曜日、祝日を除く)

(都市整備部都市計画課)